

千種区障害者自立支援連絡協議会会則

(趣旨)

第1 本会は、名古屋市の定める「障害者相談支援事業地域自立支援連絡協議会設置規定」に基づく地域自立支援連絡協議会として、各関係機関との連絡や情報交換、千種区内の障害児・者の福祉の増進に資するために設置する。

(構成)

第2 本会は、区内の障害福祉事業者、団体及び関係機関（以下、「構成員」）から構成する。

構成員は以下の通りとする。

- a. 千種区役所福祉課
- b. 千種保健センター
- c. 千種区社会福祉協議会
- d. 障害児・者福祉サービス事業者
- e. 障害児・者当事者団体
- f. 障害児・者相談員
- g. 病院
- h. 千種区障害者基幹相談支援センター
- i. その他関係者等

(役員)

第3 本会に会長1名及び副会長1名を置く。

- (2) 会長は構成員の互選により定め、副会長は会長の任命により選任する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務を代理する。
- (4) 会計は本会の経理を事業計画に基づいて適正に処理し、庶務がその任に当たる。
- (5) 役員任期は総会の決議をもって2年とする。
但し、再任は妨げない。

(会議)

第4 本会は、総会、定例会、運営会議、部会等、第2に定める構成員による会議として開催する。

- (2) 会議は会長が招集するものとし、年1回以上の総会と、月1回の定例会、第1に定める趣旨に基づいた議題について協議を行う運営会議を月1回開催する。
ただし、会長が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- (3) 前項の会議のほか、必要に応じて、事例検討、専門的な課題の調査、研究及び事業の企画等の各種会議を設置することができる。
- (4) 総会は、構成員の過半数の出席を持って成立し、多数決をもって議事を決する。ただし、

委任状の提出をもって出席に変えることは出来る。

- (5) 運営会議は、構成員から選任された運営委員（千種区役所福祉課、千種保健センター、千種区社会福祉協議会、千種区障害者基幹相談支援センター、部会長）の2分の1以上の出席をもって議事を決する。
- (6) 各会議には、本会構成員の他、必要に応じて関係領域機関の職員等の参加を求める事ができる。
- (7) 各会議は必要に応じて他区協議会等と連絡して開催することができる。
- (8) 各会議の開催当日午前7時の時点で尾張西部地域に暴風警報が発令されている時は、構成員の安全に考慮し、会議の開催を中止とする。

(個人情報取り扱い)

- 第5 本会の運営上取り扱う個人情報については、名古屋市情報あんしん条例、名古屋市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守し、その取扱いに十分な留意をするものとする。

(庶務)

- 第6 本会の庶務は、障害者基幹相談支援センターが行う。

(改正)

- 第7 本会則を改正するときは、総会をもってこれを協議し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、委任状の提出をもって出席に変えることは出来る。

(雑則)

- 第8 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は、会議において随時定める。

(附則)

この会則は、平成19年3月20日から施行する。

平成23年5月11日 会則一部改正。

平成25年5月8日 会則一部改正。

平成26年5月14日 会則一部改正。

平成27年5月13日 会則一部改正。

平成28年5月11日 会則一部改正。

平成30年5月9日 会則一部改正。